

島教義第969号
平成21年11月26日

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育庁義務教育課長

新型インフルエンザの流行に伴う授業日の設定について（通知）

このことについて、貴所管の小・中学校においては、授業時数確保に向けて学校の実態に応じて工夫して取り組んでいただいているところです。

このことにかかわって、各市町村教育委員会から問い合わせのあった事項について、下記のとおり回答しておりますので、参考にされ、対応をお願いします。

記

- 学級閉鎖、学年閉鎖等により、授業時数の不足が著しい場合は、土曜日や日曜日に授業日を設定してよいか。

【回答】

- ・ 休業日に授業日を設定する場合は、市町村教育委員会管理規則に従って行う。
- ・ 土曜日または日曜日に授業日を設定することは可能であるが、児童生徒の過重負担について十分考慮して実施する。また、事前に保護者の理解を得るようにする。

- 複数の学級がある同一学年において、特定の学級が学級閉鎖を繰り返すなどし、授業実施時数が他の学級と比べ少なくなった場合、休業日に授業日を学級単位で設定することができるか。

【回答】

- ・ 休業日に授業日を設定する場合は、市町村教育委員会管理規則に従って行う。
- ・ 新型インフルエンザ流行等の対応により、同一学年内で特定の学級の授業時数が不足する場合、当該学級のみについて長期休業を短縮するなどして授業日を増やすことができる。
- ・ 休業日に授業を行うことについては、全学級の保護者の理解を得るようにする。
- ・ 実施する場合は、日常の登下校と状況が異なるため、登下校の安全確保に努める。
- ・ 学級単位で授業日を設定した場合、指導要録上の「授業日数」の記載は、同一学年内であっても学級によって異なることになる。授業日を休業日に設定した学級については、「出欠の記録」の備考欄に設定した日数及び理由を添えるようにする。

- ※ 「教育課程実施状況報告書」における授業日数及び授業時数等の報告に当たっては、従来どおり「1組」の実施状況を報告するものとする。

【担当】 義務教育課 指導主事 板倉 富士夫
TEL 0852 - 22 - 6057 FAX 0852 - 22 - 6026
E-mail itakura-huzio@pref.shimane.lg.jp